平成２２年（フ）第２６９号
堺市南区新檜尾台２丁２番４―123号
債務者　天冨　　嗣
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
北海道岩見沢市大和１条５丁目24番地　真澄ハイツ７号
債務者　米田　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５５号
神奈川県中郡大磯町生沢236番地１　相湘14生沢ハイツＡ102
債務者　佐藤　章子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７号
神奈川県厚木市旭町５―40―13　旭ハイツⅡ301、住民票上の住所神奈川県平塚市田村８丁目21番６号
債務者　石田　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1166番地の４
債務者　吉川　竜太
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０３号
神奈川県平塚市四之宮２丁目21番46―304号フェリシティ
債務者　宮本　健一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０５号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷20番地甲
債務者　藤川　和江
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０６号
神奈川県厚木市下荻野1235番地８
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０７号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷116番地の１
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１２号
神奈川県伊勢原市池端263番地の９　近藤ハイツ202号
債務者　渡邉　智子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１６号
神奈川県小田原市栢山152番地の１
債務者　乾　　時男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１７号
神奈川県小田原市栢山152番地の１
債務者　乾　　初江
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１８号
神奈川県厚木市妻田南１丁目17番９号　ベルベールＫＡＷＡＩ―205
債務者　宮野　裕二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２０号
神奈川県厚木市上依知1212番地１
債務者　眞茅みどり
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２８号
神奈川県小田原市栢山1938番地　市営栢山住宅２号棟９号室
債務者　佐藤　正美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３２号
神奈川県秦野市渋沢1427番地
債務者　牧嶋　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３３号
神奈川県小田原市小八幡４丁目１番19号　湘南アートハイツ205号
債務者　菊池　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４１９号
大阪府吹田市垂水町２丁目21番38号
債務者　藤井　研吾
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部